2　弁済の場所及び端数の処理

⑴　本協定に基づく弁済は、各債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は、各債権者の負担とする。

⑵　上記⑴の金融機関口座を指定しない債権者（以下「口座未指定債権者」という。）に対する弁済については、清算会社の本店所在地（栃木県那須烏山市森田76番地１　Ｇ７カントリー倶楽部内）で行う。ただし、弁済に要する費用は各口座未指定債権者の負担とする。

⑶　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権の弁済及び免除

本協定認可決定確定後１か月以内に、次のとおり算出される弁済額を弁済し、弁済時に協定債権額と弁済額の差額について免除を受ける。

１　清算会社が保有する現預金及び資産換価代金から清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先債権がある債権、特別清算の手続きのために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続きに関する費用請求権の合計額を控除した残額に、第１回弁済による弁済総額を加えて弁済原資総額（以下「本弁済原資総額」という。）を算定する。

２　第１回弁済額（清算会社が各債権者に有する反対債権等を控除する前の金額、以下同様）を持ち戻して、各債権者の債権額を算定する。

３　本弁済原資総額を、上記２で算定した債権額により按分して、各債権者に対する弁済総額を算定する。

４　各債権者に対する弁済総額から、各債権者に対する第１回弁済額を控除した残額を、各債権者に対して、弁済を行う。

以上

宇都宮地方裁判所第１民事部

再生手続開始

平成２８年（再）第３号

岐阜県大垣市本今６丁目33番地

再生債務者　株式会社三貴

１　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年１月６日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成29年２月３日から平成29年２月17日まで

岐阜地方裁判所民事部

平成２８年（再）第９号

大阪府豊中市上野西２丁目13番15―306号

再生債務者　石田　　正

１　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年１月20日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成29年２月27日から平成29年３月13日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再）第１０号

大阪府豊中市上野西２丁目13番15―306号

再生債務者　石田美智代

１　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年１月20日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成29年２月27日から平成29年３月13日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再）第１号

和歌山市小松原５丁目８番10号

再生債務者　英光石油株式会社

１　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年１月18日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成29年２月17日から平成29年３月３日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

再生手続終結

平成２５年（再）第１号

長崎県長崎市住吉町15番７号

再生債務者　株式会社ニル

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成28年12月９日　　長崎地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第２５６号

札幌市西区発寒４条４丁目１番27号　エステートライフ発寒Ａ―102号

再生債務者　岩井　　淳

１　決定年月日時　平成28年12月14日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年１月４日まで

４　一般異議申述期間　平成29年１月18日から平成29年１月25日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第２５号

千葉県富津市大堀４―１―３

再生債務者　鳴本可奈子

１　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年１月４日まで

４　一般異議申述期間　平成29年１月18日から平成29年２月１日まで

千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（再イ）第４１号

兵庫県明石市鳥羽1493番地の１　エクセレント西明石Ａ棟205号

再生債務者　真木　陽一

１　決定年月日時　平成28年12月14日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年１月４日まで

４　一般異議申述期間　平成29年１月18日から平成29年１月25日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２８年（再イ）第４２号

北海道河東郡音更町宝来東町南２丁目26番地10

再生債務者　工藤　　梓

１　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年１月６日まで

４　一般異議申述期間　平成29年１月17日から平成29年１月24日まで

釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２８年（再イ）第４０号

岩手県滝沢市牧野林1004番地２

再生債務者　井上　政彦

１　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年１月10日まで

４　一般異議申述期間　平成29年１月24日から平成29年２月７日まで

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（再イ）第２５号

栃木県小山市駅東通り３丁目35番15号レオパレスクイーンハイツ小山112号（住民票上の住所）大阪府貝塚市窪田116番地10

再生債務者　倉冨　　裕

１　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年１月10日まで

４　一般異議申述期間　平成29年１月24日から平成29年１月31日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（再イ）第１７８号

千葉県船橋市咲が丘４丁目11番６号

再生債務者　難波　勇樹

１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年１月10日まで

４　一般異議申述期間　平成29年１月23日から平成29年２月６日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第１９４号

千葉県市原市千種３丁目13番地21

再生債務者　山岡　純一

１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年１月10日まで

４　一般異議申述期間　平成29年１月23日から平成29年２月６日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係